

飲酒運転に対する処分や罰則は？

重大事故に直結する飲酒運転の根絶のため、「改正道路交通法」（平成19年9月施行）による飲酒運転の厳罰化により、行政処分が強化されました。また、飲酒運転者本人はもちろん、同乗者や車両提供者、お酒の提供者にも厳しい刑罰が科せられています。



●ドライバー、ライダーは…

飲酒運転の種別	酒気帯び運転		酒酔い運転
状態 (呼気中アルコール濃度)	0.15mg/l 以上 0.25mg/l 未満	0.25mg/l 以上	呼気中アルコールの濃度にかかわらずアルコールの影響により車両などの正常な運転ができない状態
行政処分	「免許停止」 基礎点数 13点 (停止期間:90日)	「免許取消し」 基礎点数 25点 (欠格期間(※):2年)	「免許取消し」 基礎点数 35点 (欠格期間(※):3年)
刑罰	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金		5年以下の懲役 又は100万円以下の罰金

※運転免許が取り消された場合、運転免許を再度受けることができない期間
(上記の行政処分は、前歴及びその他の累積点数がない場合)

前歴やその他の累積点数がある場合は欠格期間がさらに長くなったり、「酒気帯び運転」でも免許停止ではなく取消しになったりすることがあります。

●周囲の人は…

	運転者が酒気帯び運転をした場合	運転者が酒酔い運転をした場合
車両を提供した人	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒類を提供した人	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
同乗した人		

上記のとおり、車両や酒類を提供、あるいは運転者が飲酒していることを知りながら車両に同乗した人も、運転免許の有無にかかわらず飲酒運転者と同様に厳しく罰せられ、さらに免許保有者は免許停止または免許取消しになる場合もあります。

飲酒運転などの悪質な運転に対する適切な処罰をより可能にするため、平成26年5月20日に「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」が施行されました。